

事 務 連 絡

平成 2 7 年 5 月 2 2 日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課

各都道府県私立学校主管課

各構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課

消費者庁消費者政策課

文部科学省大臣官房総務課

### 消費者事故等の通知について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

平成 2 1 年 9 月 1 日に施行された消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）において、地方公共団体の長は消費者事故等の情報の通知義務が定められたところです。

教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故（定義については、参考資料 1 参照）等については、平成 2 1 年 9 月 1 日付け及び平成 2 4 年 6 月 2 8 日付けの事務連絡のとおり、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしております（参考資料 2 及び参考資料 3 参照）。

しかしながら、教育機関等からの通知件数は毎年数件にとどまっている状況であり、平成 2 6 年 1 1 月 4 日付けの消費者委員会の建議（「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」）において、「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用は、依然として不十分である」、「教育・保育施設等の分野において、消費者安全法に基づく事故情報の通知制度は実態としてほぼ形骸化している」と指摘されているところです。

今般、消費者庁は平成 2 7 年 3 月 2 7 日付けで「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂し、記載を充実いたしました。各地方公共団体においては、通知すべき範囲について改訂マニュアルを参照の上、担当部署間の連絡を密に図っていただき、消費者事故等の情報を漏れなく消費者庁に通知するようお願いいたします。

特に、生命・身体分野については、別添「教育施設における生命・身体事故通知の簡易な目安」に基づき、「教育中に死亡・重症となった事故」又は「製品・設備等の欠陥が疑われる事故」について、原則として通知いただきますようお願いいたします。

また、教育機関等における消費者事故等の情報通知先については、別紙を御参照ください。

都道府県教育委員会にあっては、域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対し、本通知の趣旨を周知いただき、市町村教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等の通知については、都道府県教育委員会において集約いただいた上で、文部科学省へ通知いただきますようお願いいたします。

都道府県消費者行政担当課にあっては、域内の市町村の消費者行政担当課に本通知の趣旨を周知ください。教育施設における消費者事故等を含め、消費生活相談等で把握した情報については、従前どおり改訂マニュアルに従いまして消費者庁に通知いただきますようお願いいたします。

< 本件連絡先 >

（身体・生命に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者安全課

TEL：03 - 3507 - 9201（直通）

FAX：03 - 3507 - 9290

（財産に関する消費者事故等の考え方について）

消費者庁消費者政策課

TEL：03 - 3507 - 9187（直通）

FAX：03 - 3507 - 9287

（文部科学省への問合せ先）

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL：03 - 6734 - 2156（直通）

FAX：03 - 6734 - 3590

教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等（以下「事故等」という。）については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先まで御連絡ください。

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL：03 - 6734 - 2565（直通）

FAX：03 - 6734 - 3734

（学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について）

文部科学省スポーツ・青少年局体育参事官付スポーツ安全係

TEL：03 - 6734 - 3776（直通）

FAX：03 - 6734 - 3790

（幼稚園の教育活動中の事故について）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

文部科学省スポーツ・青少年局 参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

TEL：03 - 6734 - 3136（直通）

FAX：03 - 6734 - 3736

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

TEL：03 - 6734 - 2904（直通）

FAX：03 - 6734 - 3177

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

TEL：03 - 6734 - 2292（直通）

FAX：03 - 6734 - 3690

(その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係

TEL：03 - 6734 - 2917 (直通)

FAX：03 - 6734 - 3794

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03 - 6734 - 2939 (直通)

FAX：03 - 6734 - 3715

(社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL：03 - 6734 - 2977 (直通)

FAX：03 - 6734 - 3718

(社会体育施設における事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課スポーツ指導係

TEL：03 - 6734 - 2686 (直通)

FAX：03 - 6734 - 3792

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課施設係

TEL：03 - 6734 - 2650 (直通)

FAX：03 - 6734 - 3795

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL：03 - 6734 - 2156 (直通)

FAX：03 - 6734 - 3590

**消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）**

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6～8（略）

事 務 連 絡

平成 2 1 年 9 月 1 日

各都道府県・指定都市消費者行政担当課

各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課 御中

各都道府県私立学校主管課

各構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課

消費者庁消費者情報課

文部科学省大臣官房総務課

### 消費者事故等の通知について

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、先般の閣議において平成 2 1 年 9 月 1 日に消費者庁が発足することが決定され、消費者安全法（平成 2 1 年法律第 5 0 号）も同日付で施行されることとなりました。

同法においては、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、都道府県知事及び市町村長は、被害の拡大のおそれのある消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合は、原則として消費者庁長官に通知（重大事故等については直ちに通知）することとされていますが、同法第 12 条第 3 項第 3 号及び同法施行規則第 9 条第 5 項において、消費者庁長官が適当と認める方法により通知することで代えることが認められています。これらの規定に基づき、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することといたします。

つきましては、貴管下における教育機関等での消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、担当部署間の連絡を密に図っていただき、文部科学省担当課へ通知いただくようお願いいたします。

また、市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。以下同じ。）所管の教育機関等における消費者事故等の通知については、都道府県教育委員会で集約した上で文部科学省担当課に通知していただくことといたします。都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会に対し本通知の趣旨を御周知いただきますようお願いいたします。

なお、通知にあたっては、【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】を御参照の上、御対応いただくようお願いいたします。

< 本件問い合わせ先 >

( 身体・生命に関する消費者事故等の考え方について )

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 - 3507 - 9201 ( 直通 )

FAX : 03 - 3507 - 9290

( 財産に関する消費者事故等の考え方について )

消費者庁消費者情報課

TEL : 03 - 3507 - 9179 ( 直通 )

FAX : 03 - 3507 - 9286

( 文部科学省への問い合わせ先 )

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL : 03 - 6734 - 2156 ( 直通 )

FAX : 03 - 6734 - 3590

< 消費者事故等報告先 >

消費者事故等が発生した場合、通常連絡をお取りになっている文部科学省担当課に御報告下さい。( 報告にあたっては、【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】を参照下さい。 )

【別紙 文部科学省へ通知いただく消費者事故等の例】

消費者安全法第2条第6項各号、第12条第1項に掲げる生命・身体に関する重大事故等の例

学校に設置されている天窓において、児童生徒等の不適切な方法による使用や、防護柵の設置等の安全対策の不備等により、児童生徒等が転落し死亡などの重大な結果を招いた事例。

< 補足 >

死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を負う消費者事故等については重大事故等として直ちに通知いただく必要があります。

消費者安全法第2条第5項第1号及び第2号、第12条第2項に掲げる生命・身体に関する消費者事故等の例

学校に設置されている遊具において、児童等が通常の使用方法により使用していたにもかかわらず、当該遊具の構造の欠陥等により発生した事故であり、例えば当該事故が発生した遊具と同一様式の遊具が広範な地域で使用されているなど被害拡大が懸念される事例。

< 補足 >

重大事故等ではない生命・身体に関する消費者事故等についても、被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合は通知いただく必要があります。

消費者安全法第2条第5項第3号、第12条第2項に掲げる財産に関する消費者事故等の例

学校の学生募集のパンフレットには取得可能とうたわれていた資格が、実際には取得が不可能であり、資格取得のために授業料を支払った学生に損失を与える事件が相次いだ事例。

< 補足 >

財産被害を発生させるおそれがある取引や表示に関する事案についても消費者事故等に当たります。被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合は通知いただく必要があります。

学校給食における食中毒については、既に「学校給食衛生管理基準の施行について(21文科ス第6010号 H21・4・1付 文部科学省スポーツ・青少年局長通知)」によって報告を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知を重ねてする必要はありません。



事務連絡  
平成24年6月28日

各都道府県・政令指定都市消費者行政担当課  
各都道府県・政令指定都市教育委員会総務担当課 御中  
各都道府県私立学校主管課  
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

消費者庁消費者安全課  
消費者庁消費者政策課  
文部科学省大臣官房総務課

### 消費者事故等の通知について（再周知）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。

平成21年9月1日に、消費者安全法（平成21年法律第50号）が施行され、政府においては消費者庁を中心に、関係機関が連携して消費者事故等の対策に努めているところです。同日付の事務連絡において御連絡しているとおり、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、文部科学省において情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしています。

しかしながら、学校についての平成22年度の通知件数は数件にとどまっており、内閣府消費者委員会が取りまとめた平成23年7月15日付「消費者安全専門調査会報告書」では、教育機関等において消費者事故等が発生したとしても、消費者安全法に基づく通知が徹底されているとは言い難い状況であることが指摘されています。

以上を踏まえ、教育機関等における事故等発生の連絡を受けた場合には、当該事故が通知すべき消費者事故等に該当するか御確認いただき、該当すると考えられる場合には、平成21年9月1日付の事務連絡に基づき、文部科学省担当課へ通知いただくようお願いいたします。

なお、消費者事故等の通知に係るポイントを整理しておりますので御活用ください。

また、消費者行政担当課におかれましては、教育関係担当課と連携するなどし、必要な消費者事故等情報の収集について、御協力をお願い申し上げます。

引き続き、消費者安全行政の推進に御理解、御協力いただくようお願いいたします。

< 本件問合せ先 >

( 身体・生命に関する消費者事故等の考え方について )

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 - 3507 - 9201 ( 直通 )

FAX : 03 - 3507 - 9290

( 財産に関する消費者事故等の考え方について )

消費者庁消費者政策課

TEL : 03 - 3507 - 9186 ( 直通 )

FAX : 03 - 3507 - 9287

( 文部科学省への問合せ先 )

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL : 03 - 6734 - 2156 ( 直通 )

FAX : 03 - 6734 - 3590

< 消費者事故等通知先 >

消費者事故等が発生した場合、別紙の通知先をご参照ください。

< 別添資料 >

別添1 : 消費者事故等の通知に係るポイント

別添2 : 消費者事故等の通知の運用マニュアル

別添3 : 消費者安全法の解釈に関する考え方

別添4 : 通知様式

別添5 : 用語説明

別添6 : 消費者事故等の通知について ( 平成21年9月1日事務連絡 )

教育機関等における消費者事故等の情報通知先

教育機関等における消費者事故等（以下「事故等」という。）については、事故等の内容に応じて、以下の情報通知先までご連絡ください。

（理科や技術・家庭などの授業中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL: 03 - 6734 - 2565（直通）

FAX: 03 - 6734 - 3734

（学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について）

文部科学省スポーツ・青少年局体育参事官付スポーツ安全係

TEL: 03 - 6734 - 3776（直通）

FAX: 03 - 6734 - 3790

（高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

TEL: 03 - 6734 - 2904（直通）

FAX: 03 - 6734 - 3177

（学校施設の維持管理等に関する事故等について）

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

TEL: 03 - 6734 - 2290（直通）

FAX: 03 - 6734 - 3689

（その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係

TEL: 03 - 6734 - 2917（直通）

FAX: 03 - 6734 - 3794

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL: 03 - 6734 - 2939 (直通)

FAX: 03 - 6734 - 3715

(社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL: 03 - 6734 - 2977 (直通)

FAX: 03 - 6734 - 3718

(社会体育施設における事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課スポーツ指導係

TEL: 03 - 6734 - 2686 (直通)

FAX: 03 - 6734 - 3792

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課施設係

TEL: 03 - 6734 - 2650 (直通)

FAX: 03 - 6734 - 3795

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL: 03 - 6734 - 2156 (直通)

FAX: 03 - 6734 - 3590

消費者事故等の情報の一元的な集約、事故防止等を目的とする消費者安全法の規定に基づく、教育機関等における事故情報の通知の徹底をお願いしたい。

## 通知の目安

以下に該当する事故は積極的に通知を検討いただきたい

(1) 教育中に死亡・重症となった事故

又は

(2) 製品・設備等の欠陥が疑われる事故

# (1) 教育中に死亡・重症となった事故の該当性

以下の2つの要件を満たす事故は、原則として通知する。

	該当する事例	該当しない事例
要件 教育中	<ul style="list-style-type: none"><li>・授業中</li><li>・部活・遠足等の課外指導中</li><li>・幼稚園の預かり時間中(自由遊び含む)</li><li>・休み時間中</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通学中(スクールバス等は該当)</li></ul>
要件 死亡・重症	<ul style="list-style-type: none"><li>・死亡・後遺症等</li><li>・30日以上の治療が必要</li><li>・意識不明の重体 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・かすり傷等の軽症</li><li>・治療期間(30日未満)</li></ul>

## < 要件 を満たしても通知不要なケース >

事故状況等から「教諭・教育機関等の安全管理が不十分だった可能性はない」と判断できる場合は通知不要であるが、施設の安全配慮、事故前の説明・指導、事故後の応急対応等、等の観点も踏まえ慎重に検討すること。

## (2) 「製品・設備等の欠陥が疑われる事故」の該当性

製品・設備等の欠陥が疑われる事故は、原則として通知する。

(教育中でない事故、死亡・重篤でない事故を含めて通知対象)

### 検討の視点

製品・設備の構造の欠陥、単品不良等の疑いがあるか

製品・設備の維持管理や安全管理が不十分だった疑いがあるか

通常想定される方法で使用されているにもかかわらず発生疑いがあるか

# 消費者事故等の事例(イメージ)

## (1) 教育中に死亡・重症となった事故の事例

### 事例

体育の陸上競技中に熱中症で倒れ、死亡(安全管理が不十分の疑い)

幼稚園のプールを使用中に溺れ、死亡(安全管理が不十分の疑い)

給食後に、アナフィラキシーショック症状を発症し、意識不明の重体(配膳ミス等の疑い)

## (2) 製品・設備等の欠陥が疑われる事故の事例

### 事例

バスケットゴールが倒れ、頭部を強打

プールで、排水口に引き込まれ、溺水

子どもが屋上の天窓の上に乗る、ガラスが割れて落下